

1. 安全のポイント

自転車もバイクや四輪車と同じように、交通ルールを守らなくてはなりません。

自転車に乗るとき、特に注意すべき交通ルールは下記の通りです。

■車道の走行

●車道を走行しましょう

自転車は「車両」の仲間です。車道と歩道の区別がある道路では、車道を走行しましょう。（ただし、運転者が13歳未満又は70歳以上の場合、身体に障害がある場合は、歩道を走行できます。）

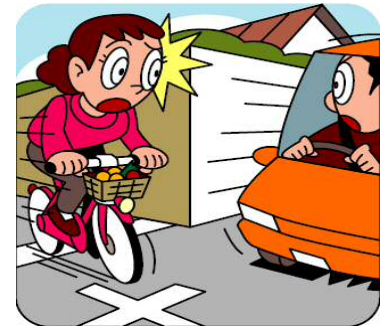
●左側を走行しましょう

自転車は道路の右側や中央は走行することが出来ません。車道の左側に寄って走行しましょう。



●一時停止して、必ず安全確認を行いましょう

飛び出しや出会いがしらの事故を防ぐ為、一時停止の標識や停止線のある場所では、一時停止を実行し、周囲の安全を確認してから走り出しましょう。



■歩道の走行

●歩行者を優先し、徐行して走行しましょう

自転車の通行が許可されている歩道でも、歩行者の通行を妨げてはいけません。直ぐに自転車を止めることが出来るスピードで、車道寄りを走行しましょう。又、歩道に人が多いときは、自転車を押して歩きましょう。



■交差点の進行

●信号を守りましょう

交差点では信号を守り、周囲の安全確認を行ってから進行しましょう。

●二段階の右折を行いましょう

右折する際は二段階右折を行いましょう。

■運転態度や操作

●飲酒運転は禁止です

飲酒した状態での運転は、ハンドルをとられたり、危険に気付くのが遅れる可能性が高く、事故に繋がりがやすくなります。お酒を飲んだら、自転車に乗るのをやめましょう。



●二人乗りや並んで走行するのはやめましょう

二人乗りはバランスを崩しやすく、事故に繋がる危険性があります。また、並んで走行すると、他の車両や歩行者の進行の妨げになったり、話に夢中になって周囲の状況が把握できず、事故に繋がる危険性があります。二人乗りや並んで走行するのはやめましょう。



●早めにライトを点灯しましょう

前方の視界を確保し、他の車両や歩行者に自分の自転車の存在を知らせる為、夕方になり暗くなってきたら、早めにライトを点灯しましょう。



■自転車の路側帯通行区分

路側帯や駐停車禁止路側帯は自転車で走行できますが、歩行者用路側帯では自転車は走行できません。

＜路側帯＞

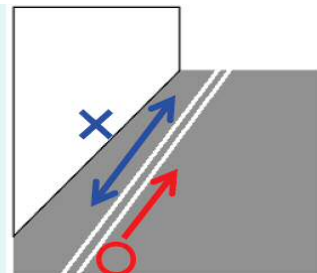
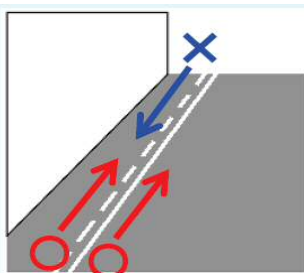
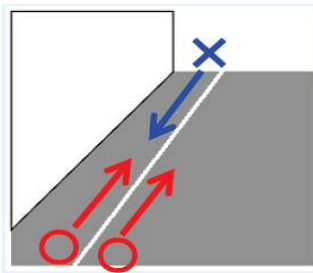
白の実線1本

＜駐停車禁止路側帯＞

白の実線1本、破線1本

＜歩行者用路側帯＞

白の実線2本



3. 自転車の運転手が加害者となりその賠償金

①東京地裁、平成19年4月11日判決

成人男性が昼間、信号無視をして高速度で交差点に進入し、横断中の女性(55歳)と衝突。女性は11日後に死亡した。

賠償金:5,438万円

②横浜地裁、平成17年11月25日判決

女子高生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中に前方の女性(57歳)と衝突。女性には重大な障害が残った。

賠償金:5,000万円

4. 今月のスローガン(企業開発センター交通問題研究室)

生身では

助かりません その暴走

まだ踏みますか アクセルを

5. 今月の危険予知トレーニング

